

鹿角市告示第 9 3 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（令和 1 1 年規則第 1 2 号）第 1 1 4 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：鹿角市福祉保健センター第 3 駐車場植木選定業務委託 委託内容：一 サワラ・植木等の剪定業務 二 上記に付随するその他の業務 委託期間：令和 3 年 9 月 2 1 日から 令和 3 年 1 1 月 3 0 日まで
(2) 契約相手方に必要な資格	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシルバー人材センターであること。
(3) 契約相手方の決定方法	契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の範囲内であるかを確認し、契約する。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：令和 3 年 9 月 1 6 日（木）1 7 時 提 出 先：健康福祉部 福祉総務課 総務企画班

令和 3 年 9 月 9 日

鹿角市長 関 厚